

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例

制 定 平成 19 年 3 月 1 日条例第 6 号

最近改正 平成 30 年 2 月 23 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、別に定めるもののほか、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員（同法第 3 条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣職員等の旅費)

第 2 条 市町村、北海道その他の団体から派遣された職員及びその遺族（以下「派遣職員等」という。）に対し支給する旅費は、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和 28 年北海道条例第 38 号。以下「北海道旅費条例」という。）の規定により 3 級の職務にある者に支給される旅費の例による。ただし、この場合において支給する日当及び宿泊料の額は、次のとおりとする。

日当（1 日につき）	宿泊料（1 夜につき）	
	甲地方	乙地方
2, 4 0 0 円	1 3, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円

(旅費条例の準用)

第 3 条 職員及び職員以外の者（派遣職員等を除く。）に対し支給する旅費は、北海道旅費条例の例によるものとする。ただし、この場合において支給する日当及び宿泊料の額は、前条の表に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 19. 11. 22 条例 38）

この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 2. 23 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。